

入札説明書

令和８年度国語に関するウェブサイトの充実事業
(総合評価落札方式)

令和８年７月
文化庁国語課

入札説明書

文化庁の委託契約に係る入札公告（令和８年７月１６日付け）に基づく入札等については、会計法（昭和２２年法律第３５号）、予算決算及び会計令（昭和２２年勅令第１６５号。以下「予決令」という。）等の会計法令及び入札公告に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

I 入札及び契約に関する事項

1 契約担当官等

- (1) 支出負担行為担当官 文化庁次長 小林 万里子
- (2) 所属部局名 文化庁
- (3) 所在地 〒６０２－８９５９ 京都府京都市上京区下長者町通新町西入藪之内町 85 番 4

2 委託内容

- (1) 事業の名称等 令和８年度国語に関するウェブサイトの充実事業
- (2) 事業内容等 別冊仕様書による。
- (3) 履行期間 契約締結日から令和９年３月１９日（金）
- (4) 履行場所 支出負担行為担当官が指定する場所
- (5) 入札方法

落札者の決定は、総合評価落札方式をもって行うので、

- ① 競争加入者等（競争加入者又はその代理人を含む。以下同じ）は、総合評価のための技術等に関する提案書（以下「総合評価のための書類」という。）を提出しなければならない。（必要書類の種類及び部数については別紙１を参照）

- ② 競争加入者は、委託代金の概算払の有無、概算払の割合又は金額、部分払の有無又はその支払回数等の契約条件を別冊契約書（案）に基づき十分考慮して入札金額を見積るものとする。

また、本件業務等に要する一切の諸経費を含め入札金額を見積るものとする。

- ③ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１０パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、競争加入者等は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の１１０分の１００に相当する金額を記載した入札書を提出しなければならない。

- (6) 入札保証金及び契約保証金 免除

3 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第 70 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている場合は、これに当たらない。
- (2) 文部科学省の支出負担行為担当官等から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (3) 公正性かつ無差別性が確保されている場合を除き、本件業務の仕様の策定に直接関与していない者であること。
- (4) 本件業務のための調査を請け負った者又はその関連会社でないこと（当該者が当該関与によって競争上の不公正な利点を享受しない場合を除く。）。
- (5) 本件入札において、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」

(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)に違反し、価格又はその他の点に関し、公正な競争を不法に阻害するために入札を行った者でないこと。

- (6) 文部科学省競争参加資格(全省庁統一資格)において、令和8年度に「役務の提供等」のA、B、C又はD等級に格付けされている者であること。

なお、競争参加資格を有しない競争加入者は、速やかに資格審査申請を行う必要がある。調達ポータルを確認し、資格審査申請手続を行うこと。

<https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/UZA01/OZA0101>

4 入札書等の提出場所等

- (1) 入札書及び総合評価のための書類の提出場所、契約条項を示す場所並びに問合せ先

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

文化庁国語課指導・普及係

TEL 03-5253-4111 内線 2839

E-mail: kokugo-shidofukyu@mext.go.jp

- (2) 入札説明会の日時及び場所

日 時: 令和8年7月23日(木) 16:00~

場 所: オンライン(Zoom)にて実施

参加方法: 入札説明会に参加を希望する場合は令和8年7月23日(木)

13:00までに下記申込フォームにて申し込みすること。

・申込フォーム: <https://forms.cloud.microsoft/r/H1vVAGq5aN>

・件 名: 令和8年度国語に関するウェブサイトの充実事業

・記載内容: 参加者氏名、所属、連絡先(メールアドレス、電話番号)

- (3) 入札書等の受領期限

令和8年8月13日(木) 15:00まで

上記の期限を過ぎてからの提出は一切認めない。

- (4) 入札書の提出方法

競争加入者等は、本入札説明書、別冊仕様書、総合評価基準及び契約書(案)を熟覧の上、入札しなければならない。この場合において、当該仕様書等に疑義がある場合は、上記4の(1)に掲げる者に説明を求めることができる。ただし、入札後仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

- ① 競争加入者等は、別紙 1「競争参加資格の確認のための書類及び総合評価のための書類」に定める書類を作成し、メール、郵送又は持参により入札書の受領期限までに提出すること。

- ② 競争加入者等は、次に掲げる事項を記載した別冊の入札書を作成し、封筒に入れ封緘し、かつ、その封皮に氏名(法人の場合はその名称又は商号)及び「9月1日開札 令和8年度国語に関するウェブサイトの充実事業入札書在中」と朱書きし、配達の記録が残るようにした郵便・信書便による送付又は持参をすること。

※(1)に記載の部署名を漏れなく記載すること。

※(3)の受領期限必着とするため留意すること

※郵送上またはメール送信上の事故(未達等)については、当方は一切の責任を負わない。

(ア) 入札件名

(イ) 入札金額

(ウ) 競争加入者本人の住所、氏名(法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名)

(エ) 代理人が入札する場合は、競争加入者本人の住所及び氏名(法人の

場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名

- ③ メール、テレックス、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札書の提出は認めない。
- ④ 競争加入者等は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。
- ⑤ 競争加入者は、入札書の提出時に、暴力団等に該当しない旨の別紙2の誓約書を提出しなければならない。ただし、国立大学法人又は独立行政法人は提出を要しない。

(5) 入札の無効

入札書で次の各号の一に該当するものは、これを無効とする。

- ① 入札公告及び入札説明書に示した競争参加資格のない者が提出したもの
- ② 入札件名及び入札金額のないもの
- ③ 競争加入者本人の住所、氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）のないもの又は判然としないもの
- ④ 代理人が入札する場合は、競争加入者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名のない又は判然としないもの（記載のない又は判然としない事項が、競争加入者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）又は代理人であることの表示である場合には、正当な代理であることが代理委任状その他で確認されたものを除く。）
- ⑤ 入札件名に重大な誤りのあるもの
- ⑥ 入札金額の記載が不明確なもの
- ⑦ 入札金額の記載を訂正したもの
- ⑧ 入札公告及び入札説明書において示した入札書の受領期限までに到達しなかったもの
- ⑨ この入札に関し、公正な競争を阻害する行為を行ったと認められる者の提出したもの
- ⑩ この入札に関し、独占禁止法に違反し、価格又はその他の点に関し、公正な競争を不法に阻害したと認められる者の提出したもの（この場合にあっては、当該入札書を提出した者の名前を公表するものとする。）
- ⑪ 入札公告及び入札説明書に示した競争加入者等に要求される事項を履行しなかった者の提出したもの
- ⑫ その他入札に関する条件に違反した入札書
- ⑬ 上記（4）⑤の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなった者の提出したもの（本項は、誓約書の提出を要しないこととされた者には適用しない）

(6) 入札の取りやめ等

競争加入者が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合で、競争入札を公正に執行することができない状況にあるものと認めたときは、当該競争加入者を入札に参加させず、又は当該競争入札を延期し、若しくはこれを取りやめることができる。

(7) 代理人による入札

- ① 代理人が入札する場合は、入札時まで代理委任状を提出しなければならない。
- ② 競争加入者等は、本件に係る入札について他の競争加入者の代理人を兼ねることができない。

(8) 開札の日時及び場所

令和8年9月1日（火） 15：00～ 旧文部省庁舎5階 入札室

(9) 開札

- ① 開札は、競争加入者等を立ち合わせて行う。ただし、競争加入者等が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。
- ② 開札場には、競争加入者等並びに入札事務に関係のある職員（以下「入札関係職員」という。）及び上記①の立会職員以外の者は入場することはできない。
- ③ 競争加入者等は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。
- ④ 競争加入者等は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ、身分証明書を提示しなければならない。この場合、代理人が上記4の(7)の①に該当する代理人以外の者である場合にあっては、代理委任状を提出しなければならない。
- ⑤ 競争加入者等は、支出負担行為担当官が特にやむを得ない事情があると認められる場合のほか、開札場を退場することはできない。
- ⑥ 開札場において、次の各号の一に該当する者は当該開札場から退去させる。
 - (ア) 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者
 - (イ) 公正な価格を害し又は不正の利益を得るために連合をした者
- ⑦ 開札をした場合において、競争加入者等の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。紙による入札を行った入札者のうち開札に立ち会わなかった者は、再度の入札に参加することができない。なお、再度入札参加できる者は、当初入札に参加した者とする。

5 その他

(1) 契約手続に使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 競争加入者等に要求される事項

- ① 競争加入者等は、開札日の前日までの間において、支出負担行為担当官から総合評価のための書類及び競争参加資格の確認のための書類その他入札公告及び入札説明書において求められた条件に関し、説明を求められた場合には、競争加入者等の負担において完全な説明をしなければならない。
- ② 競争加入者等又は契約の相手方が本件入札に関して要した費用については、すべて当該競争加入者等又は契約の相手方が負担するものとする。
- ③ 競争加入者等は、入札書の提出（GEPS の電子入札機能により入札した場合を含む）をもって『責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン』（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定：https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/business_jinken/dai6/siryou4.pdf）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めることに誓約したものとする。

(3) 競争参加資格の確認のための書類及び総合評価のための書類

- ① 競争参加資格の確認のための書類及び総合評価のための書類は別紙1～3および様式1～5により作成する。
- ② 資料等の作成に要する費用は、競争加入者等の負担とする。
- ③ 支出負担行為担当官は、提出された書類を競争参加資格の確認及び総合評価の実施以外に競争加入者等に無断で使用することはない。
- ④ 一旦受領した書類は返却しない。
- ⑤ 一旦受領した書類の差し替え及び再提出は認めない。
- ⑥ 競争加入者等が自己に有利な得点を得ることを目的として虚偽又は不

正の記載をしたと判断される場合には、評価の対象としない。

(4) 落札者の決定方法 総合評価落札方式とする。

- ① 前記4の(4)に従い書類・資料を添付して入札書を提出した競争加入者等であって、前記3の競争参加資格をすべて満たし、本入札説明書において明らかにした技術等（以下「技術等」という。）の要求要件のうち必須とされた項目の最低限の要求要件をすべて満たし、当該競争加入者等の入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、かつ、当該競争加入者の申し込みに係る入札価格に対する得点と、技術等の各評価項目の得点合計を合算して得た数値（以下「総合評価点」という。）の最も高い者をもって落札者とする。

なお、入札価格の得点は、入札価格を予定価格で除して得た値を一から減じて得た値に入札価格に対する得点配分を乗じて得た値とする。

- ② 落札者となるべき者が2人以上あるときには、直ちに当該競争加入者等にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。また、競争加入者等のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない職員がこれに代わってくじを引き落札者を決定するものとする。
- ③ 落札者が、指定の期日までに契約書の取り交わしをしないときは、落札の決定を取り消すものとする。

(5) 契約書の作成

- ① 競争入札を執行し、契約の相手方が決定したときは、契約の相手方として決定した日から7日以内（契約の相手方が遠隔地にある等特別の事情があるときは、指定の期日まで）に契約書の取り交わしをするものとする。
- ② 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に支出負担行為担当官が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。
- ③ 前記②の場合において、支出負担行為担当官が記名押印したときは、当該契約書の一通を契約の相手方に送付するものとする。
- ④ 国の契約は会計法により当事者双方が契約書に押印しない限り確定しないため、たとえ契約の相手方が決定したとしても双方が契約書に押印していない間は業務に着手することはできない。また、契約締結以前に契約の相手方が要した費用について、国は負担することはできないのでその点に十分留意するとともに、契約の相手方が決定した後は迅速に契約締結を進めていくこと。なお、業務の一部を別の者に再委託する場合はその再委託先にも伝えておくこと。

(6) 支払い条件 別冊契約書（案）のとおりとする。

(7) 本件業務の検査等

- ① 落札者が入札書とともに提出した総合評価のための書類の内容は、仕様書等と同様にすべて検査等の対象とする。
- ② 検査終了後、落札者が提出した総合評価のための書類について虚偽の記載があることが判明した場合には、落札者に対し損害賠償等を求める

(8) 経費計上及び経費処理の留意事項

本委託事業に係る経費計上及び経費処理に当たっては、委託要項・委託要領等の他、「文化庁委託業務の事務処理について」(<https://pf.mext.go.jp/gpo3/kanpo/gpoindex.asp>)によるものとする。

別紙 1 ～ 3 競争参加資格の確認のための書類及び履行できることを証明する書類

別 冊 仕様書

別 冊 総合評価基準、審査要領

別 冊 委託要項

別 冊 契約書（案）

様式 1 ～ 5 技術提案書様式

国語に関するウェブサイトの充実事業委託実施要項

令和6年10月3日
文化庁次長決定

1 趣旨

国語に関する具体的な疑問を感じたときに、いつでもどこでも誰でも利用できるよう、気軽に、かつ、信頼して参照できるようなウェブサイトにおける情報提供の充実を図る。

2 委託業務の内容

文化庁は上記1の趣旨を実現するため、文化庁ウェブサイトにおける国語に関するウェブページの構築及びコンテンツの作成を行う業務を委託する。

3 業務の委託先

文化庁は上記1の趣旨を実現するため、以下の団体に業務を委託する。

(1) 法人格を有する団体

(2) 法人格を有しないが、次のアからエの要件を全て満たしている団体

ア 定款又は寄付行為に類する規約等を有すること。

イ 団体の意思を決定し、執行し、代表する機構又は機関が確立していること。

ウ 自ら経理し、監査する等会計組織を有すること。

エ 団体の活動の本拠としての事務所を有すること。

4 委託期間

委託期間は、委託を受けた日から契約の満了する日までとする。

5 委託手続

(1) 団体が業務の委託を受けようとするときは、業務計画書等を文化庁に提出するものとする。

(2) 文化庁は、上記(1)により提出された業務計画書等の内容を検討し、内容が適切であると認めた団体に対し業務を委託する。

6 委託経費

(1) 文化庁は、予算の範囲内で業務に要する経費(人件費、事業費(諸謝金、旅費、借損料、印刷製本費、消耗品費、会議費、通信運搬費、雑役務費、消費税相当額)、再委託費、一般管理費)を委託費として支出する。

(2) 文化庁は、受託団体が本契約の定めに違反したとき、又は委託業務の遂行が困難であると認めたときは、契約を解除すること及び経費の全部又は一部に係る委託費の返還を命じることができる。

7 再委託

本事業の全部を第三者に委託(以下「再委託」という。)することはできない。ただし、本事業のうち、再委託することが事業を実施する上で合理的であると認められるものについては、

本事業の一部を再委託することができる。

8 業務完了(廃止)の報告

受託団体は、業務が完了したとき(契約を解除又は廃止したときを含む。)は、委託業務完了(廃止)報告書を作成し、完了(廃止)した日から30日以内、又は契約期間満了日のいずれか早い日までに、文化庁に提出しなければならない。

9 委託費の額の確定

- (1) 文化庁は、上記8により提出された委託業務完了報告書について照合(必要に応じて行う現地調査を含む。)を行い、その内容が適正であると認めたときは、委託費の額を確定し、受託団体へ通知するものとする。
- (2) 上記(1)の確定額は、業務に要した実支出額と委託契約額のいずれか低い額とする。

10 その他

- (1) 文化庁は、受託団体における業務の実施が上記1の趣旨に反すると認められるときには、必要な是正措置を講ずるよう求める。
- (2) 文化庁は、本委託業務の実施に当たり、指導・助言を行うとともに、その効果的な運営を図るために協力する。
- (3) 文化庁は、必要に応じ、本委託業務の実施状況及び経理処理状況について、実態調査を行うことができる。
- (4) 受託団体は、本委託業務の遂行によって知り得た事項については、その秘密を保持しなければならない。
- (5) この要項で定める事項のほか、本業務委託の実施に当たり必要な事項については、文化庁委託業務実施要領に定めるところによる。

令和8年度国語に関するウェブサイトの充実事業

仕 様 書

令和8年7月16日
文化庁国語課

1. 事業名

令和8年度国語に関するウェブサイトの充実事業

2. 目的

文化庁国語課（以下「担当部署」という。）では、国語に関し、様々な書籍・冊子類を発行するとともに、それらをインターネット上でも公開してきた。ただし、個別の疑問に対して、的確に対応できる状況が整っているとは言えない実態がある。

国語に対する関心が高まり、国語に関する課題を感じている人が多くなっている一方、国語に関する具体的な疑問を解決することが難しい場合がある。特にインターネットには様々な情報が氾濫しており、必ずしも信頼の置ける正確なものばかりではない。

このため、これまでの国語施策における成果を整理・活用し、国語に関する具体的な疑問を感じたときに、いつでもどこでも誰でも利用できるよう、気軽に、かつ、信頼して参照できるような情報提供の充実を図ることが強く求められている。

本事業では、文化庁ウェブサイトにおける国語に関するウェブページの構築及びコンテンツの作成を行い、国語に関する疑問を感じたときに参照し、インターネット上において必要な情報に迷わずたどり着ける形での、国語に関する信頼できる情報提供の充実を目的とする。

令和8年度は、文化庁ウェブサイトに掲載するためのコンテンツの作成を行う。

「常用漢字表の字体・字形に関する指針」（平成28年文化審議会国語分科会報告）は、その主要内容について国民に広く共有されるべきものであるが、未だ十分に理解が広まっているとは言えず、その内容の周知を図る必要がある。

本報告の内容のうち、社会の関心が高い点や、内容が複雑な点について、分かりやすく解説する動画を作成・公開し、円滑な普及につなげることを目的とする。

3. 成果物

7で作成した動画データ 及び 脚本データ

※ 動画データは、原則として MP4 形式（1920×1080px 以上、60fps 以上）で、予備も含め DVD-R 等で2組納入すること。（DVD-Video 形式ではない。）

※ 脚本データは、Word ファイル又は PowerPoint ファイルで納入すること。

※ 納期は、委託契約満了日（令和9年3月19日）とする。

4. 事業（委託契約）期間

契約締結日 ～ 令和9年3月19日

5. 納入場所

東京都千代田区霞が関3-2-2 文化庁国語課 指導・普及係

6. 制作内容

文化庁ウェブサイトに掲載するための、「常用漢字表の字体・字形に関する指針」（報告）に関する解説動画（1本約3分）を5本以上作成（脚本の作成も含む。）するとともに、その動画の公開用脚本データも作成する。

また、上記本編動画の視聴誘導のためのショート動画（20秒前後）を2本以上作成する。（youtube ショート動画、Instagram リール用）

※ 本事業では、ウェブサイト自体の構築・更新等は行わない。

7. 制作方法

担当部署との調整期間も含めた全体の作業スケジュール案を、担当部署と協議の上、契約締結後速やかに決定すること。その際、脚本作成及び動画編集において、それぞれ3回ずつ以上、修正の機会を設けること。

（1）「常用漢字表の字体・字形に関する指針」（報告）に関する解説動画の作成

- ・ 答申に関する情報を説明した動画（1本2～4分間）を5本以上作成し、脚本データとともに文化庁に納入する。

何本作成するか、提案書に具体的に記載すること。

- ・ （1）で納品された動画は、2. 事業目的のため、文化庁の YouTube チャンネル（bunkachannel）に掲載し、納品された脚本とともに、動画へのリンクを文化庁ウェブサイト及び「言葉の情報サイト」に掲載する予定である（公開期間：無期限）。なお、YouTube へのアップロード及びウェブサイトへの掲載は、納品後に文化庁が行う。

【言葉の情報サイト】

https://www.bunka.go.jp/seisaku/kokugo_nihongo/kotobanojouhou/

【YouTube：bunkachannel】

<https://www.youtube.com/channel/UCE24T0FQaP4jpFgX720e4BQ>

- ・ 動画のイメージとしては、下記参考イメージのように、紙芝居のような簡易なアニメを基本とし、「常用漢字表の字体・字形に関する指針」（報告）に関する解説を、文字情報・図表・イラスト等を適切に用いて行う。

【参考イメージ：言葉に迷ったときのヒント—敬語編—】

https://www.youtube.com/playlist?list=PL_ndIdJX38cBlUg8qcj3_k59449S3RVON

- ・ 原則として音声を伴う。音声は、登場人物それぞれについて、個別の人物であると分かるようにすること。担当部署から特に指示のない限り、共通語・共通アクセントで話すものとする。
- ・ 使用するイラストは、本動画のために新たに作成すること。その際、複数のデザイン案を示し、担当部署と協議の上、使用するデザインを決定すること。
- ・ 完成品におけるイラストや音声については、AIで生成したものは使用しないこと。（作成途中のイメージ図や仮音声等におけるAI使用は差し支えない。）
- ・ イラストや音声を含め、納入物は期間に制限なく利用できるものとする。
- ・ 視聴者の理解を助けるため、上記参考イメージのように、登場人物等が話している場面では、その口元が話していると分かるようアニメーションさせたり、場面設定を伝えるのに効果的な背景を使用したりするなど、工夫を行うこと。どのような工夫を行うかは、提案書に具体的に記載すること。
- ・ 扱う内容は、「常用漢字表の字体・字形に関する指針」（報告）の内容のうち、担当部署が指定したテーマに沿ったものとし、その内容を効果的に周知できる脚本を作成する。

〔「常用漢字表の字体・字形に関する指針」（文化審議会国語分科会報告）〕
https://www.bunka.go.jp/seisaku/kokugo_nihongo/kokugo_shisaku/94336801.html

テーマ案

- () 内は、参考となる本報告の第3章Q & Aの番号
 - 手書き文字と印刷文字の違い（Q 1、2、4～7）
 - 手書き文字の多様性（Q 3、15、17、20）
 - 漢字の正誤1（Q 21、22、29）
 - 漢字の正誤2（Q 23、35～37）
 - 名前などに使われる漢字（Q 11、12、32～34）

* 今後事情により変更する可能性がある

- ・脚本の作成に当たっては、担当部署が指定したテーマを基に、具体的な提案を行うこと。その提案を基に、担当部署との調整を経て脚本を決定する。
脚本の作成においては、担当部署と密に連絡を取ること。その際、正確性等の観点から、担当部署による詳細な修正意見が出される場合があるので、適切に対応できる体制を整えること。
なお、作成した脚本はWordファイル又はPowerPointファイルで納入すること。納入後、文化庁により、動画とともに文化庁ウェブサイト等で公開される。
- ・動画は、原則としてMP4形式（1920×1080px以上、60fps以上）で納入すること。
- ・動画の作成に当たっては、パソコンやタブレットによる視聴だけでなく、スマートフォンによる視聴についても考慮されていることが望ましい。

(2) 本編動画の視聴誘導のためのショート動画（20秒前後）の作成

- ・（1）で作成する本編動画の視聴に誘導するためのショート動画（youtube ショート動画、Instagram リール用）を2本以上作成し、文化庁に納入する。
何本作成するか、提案書に具体的に記載すること。
- ・（1）の本編動画の素材（イラスト・音声等）を流用することは差し支えない。
- ・動画は、原則としてMP4形式（1920×1080px以上、60fps以上）で納入すること。

8. 事業規模

事業規模は5,000千円（税込み）を上限とする。

9. 応札者に求める要求要件

(1) 要求要件の概要

- ① 本委託事業に係る応札者に求める要求要件は、「(2) 要求要件の詳細」に示すとおりである。
- ② 要求要件は必須の要求要件と必須以外の要求要件がある。

- ③ 「*」の付してある項目は必須の要求要件であり、最低限の要求要件を示しており、技術審査においてこれを満たしていないと判断がなされた場合は不合格として落札決定の対象から除外される。
- ④ 必須以外の要求要件は、満たしていれば望ましい要求要件であるが、満たしていなくても不合格とならない。
- ⑤ これらの要求要件を満たしているか否かの判断及びその他提案内容の評価等は、「令和8年度国語に関するウェブサイトの充実事業技術審査委員会」において行う。なお、総合評価落札方式に係る評価基準は別添の「令和8年度国語に関するウェブサイトの充実事業総合評価基準」に基づくものとする。

(2) 要求要件の詳細

1 事業の内容及び実施方法

1-1 事業の目的及び趣旨との整合性

- * 1-1-1 仕様書記載の内容について全て提案されていること。〔仕様書に示した内容以外の独自の提案がされていればその内容や実現可能性に応じて加点する。〕
- * 1-1-2 事業の目的及び趣旨との整合性が取れていること。
- * 1-1-3 予定している成果等が明確に示されており、それらが有効かつ妥当なものであること。

1-2 事業内容の妥当性、独創性

- * 1-2-1 国の事業として妥当な内容であること。〔内容に創意工夫があればその内容に応じて加点する。〕
- * 1-2-2 内容が国民一般にとって分かりやすいものとなっていること。〔伝わりやすさを高めるための工夫があればその内容に応じて加点する。〕

1-3 実施方法の妥当性・独創性

- * 1-3-1 作業の日程・手順等に無理がなく目的に沿った実現性があること。〔作業の日程・手順等の効率性や実現可能性を高める工夫があればその内容に応じて加点する。〕

2 組織の経験・能力

2-1 組織の業務の経験

- 2-1-1 組織として過去に類似の動画作成業務を実施した実績があればその内容に応じて加点する。

2-2 組織の事業実施能力

- * 2-2-1 事業を遂行するための人員が確保されており、その体制に効率性・妥当性が認められること。
- 2-2-2 国からの要望等に迅速・柔軟に対応できる体制が確保されていればその内容に応じて加点する。
- * 2-2-3 事業を実施する上で適切な財務基盤、経理能力を有していること。

2-3 業務に当たってのバックアップ体制

- 2-3-1 円滑な事業遂行のための人員補助体制が組まれていれば加点する。

3 業務従事予定者の経験・能力

3-1 業務従事予定者の類似業務の経験

- 3-1-1 業務従事予定者が過去に類似の動画作成をした実績があればその内容に応じて加点する。

3-2 業務従事予定者の業務内容に関する専門的知見・適格性

- * 3-2-1 業務内容に関する専門的知見・能力等を有すること。〔特に優れた専門的知

見・能力を有していればその内容に応じて加点する。]

4 ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標

4-1 ワーク・ライフ・バランス等の取組

4-1-1 以下のいずれかの認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受け
ていれば加点する。

- 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく
認定（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業）又は女性活躍推進法にも
とづく一般事業主行動計画策定（常時雇用する労働者の数が100人以下のもの
に限る）
- 次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・ト
ライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）又は次世代法にもとづく一
般事業主行動計画（令和7年4月1日以後の基準）策定（常時雇用する労働者の
数が100人以下のものに限る）
- 青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定

5 賃上げを実施する企業に関する指標

5-1 賃上げの表明

以下のいずれかを表明していれば加点する。（いずれかを応札者が選択するもの
とする※1）

5-1-1 入札者である中小企業等が、契約締結予定日が属する会計年度に開始する事
業年度において、対前年度比で「給与総額」を2.5%以上増加させる旨を従業員に
表明していること。

5-1-2 入札者である中小企業等が契約締結予定日が属する暦年において、対前年比
で「給与総額」2.5%以上増加させる旨を従業員に表明していること。

※1 経年的に賃上げ表明を行う場合、賃上げ表明を行う期間は、前年度に加点を
受けるために表明した期間と重ならないようにすること。

※2 中小企業とは、法人税法（昭和40年法律第34号）第66条第2項、第3
項及び第6項に規定される、資本金等の額等が1億円以下であるもの又は資本等
を有しない普通法人等をいう。

10. 検査

受注者による業務完了（廃止）報告の内容が、契約の内容及びこれに付した条件
に適合するものであるかは、発注者が確認することをもって検査とする。

11. 守秘義務

受注者は、本業務の実施で知り得た非公開の情報を第三者に漏洩してはならな
い。

受注者は、本業務に係わる情報を他の情報と明確に区別して、善良な管理者の注
意義務をもって管理し、本業務以外に使用しないこと。

12. 届出義務

受注者は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定など技
術提案書に記載した事項について、認定の取消などによって記載した内容と異なる
状況となった場合には、速やかに発注者へ届け出ること。

13. 賃上げを実施する企業に関する指標に係る留意事項

発注者は、受注者が賃上げを実施する企業に関する指標における加点を受けた場合、受注者の事業年度等（事業年度及び暦年をいう。）が終了した後、表明した率の賃上げを実施したことを以下の手法で確認する。

・5-1-1 の場合は、賃上げを表明した年度及びその前年度の法人事業概況説明書の「10 主要科目」のうち「労務費」、「役員報酬」及び「従業員給料」の合計額を「4 期末従業員等の状況」のうち「計」で除した金額を比較する。

・5-1-2 の場合は、給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表の「1 給与所得の源泉徴収票 合計表（375）」の「A 俸給、給与、賞与等の総額」の「支払金額」欄を「人員」で除した金額により比較する。

※ 中小企業等にあつては、上記の比較をすべき金額は、5-1-1 の場合は「合計額」と、5-1-2 の場合は「支払金額」とする。

加点を受けた受注者は、確認のため必要な書類を速やかに発注者に提出すること。ただし、前述の書類により賃上げ実績が確認できない場合であっても、税理士又は公認会計士等の第三者により上記基準と同等の賃上げ実績を確認することができる書類であると認められる書類等をもって代えることができる。

上記の確認を行った結果、加点を受けた受注者が表明書に記載した賃上げ基準に達していない場合又は本制度の趣旨を意図的に逸脱している場合においては、当該事実判明後の総合評価落札方式において所定の点数を減点するものとする。詳細は従業員への賃上げ計画の表明書裏面の（留意事項）を確認すること。なお、確認に当たって所定の書類を提出しない場合も、賃上げ基準に達していない者と同様の措置を行う。

また、受注者は、経年的に賃上げ表明を行う場合、事業年度単位か暦年単位かの選択を前年度又は前年から変えることによって、前年度等に加点を受けるために表明した期間と、当該年度等に加点を受けるために表明した期間が重なり、賃上げ表明の期間と加点を受ける期間との間に不整合が生じることとなるため、賃上げ表明を行う期間は、前年度に加点を受けるために表明した期間と重ならないようにしなければならないことに留意すること。

1 4. 子会社、関連企業に対する利益控除等透明性の確保

受託者は、本業務の実施に当たり、原則として受託者が自ら実施することとし、その全部を一括して又は主要な部分を再委託してはならない。なお、その一部についての再委託を行う場合には、予め書面にて、再委託の相手方、業務の範囲、再委託を行うことの合理性及び必要性、再委託先の履行能力並びに報告徴取その他运营管理の方法について記載し、文化庁の承認を得ること。また、再委託者の行為について、受託者が責任を負うものとする。

再委託先が子会社や関連企業の場合、利益控除等透明性を確保すること。また、再委託費以外の全ての費目においても、受託者の子会社や関連企業への支出に該当する経費については、再委託費と同様の措置を行うか、取引業者選定方法において競争性を確保することで、価格の妥当性を明らかにすること。

1 5. 取引停止期間中の者への支出の禁止

再委託先や事業費による支出先に取引停止期間中の者を含めないこと。

1 6. 協議事項

本仕様書に記載されていない事項、または本仕様書について疑義が生じた場合は、文部科学省・文化庁と適宜協議を行うものとする。

令和8年度「国語に関するウェブサイトの充実事業」総合評価基準

本資料は、文化庁が実施する標記事業の入札の評価に関する基準について規定したものである。

1 入札価格の評価方法

入札価格の評価については、次のとおりとする。

入札価格の得点は、入札価格（税抜）を予定価格（税抜）で除して得た値を1から減じて得た値に入札価格に対する得点配分を乗じて得た値とする。

入札価格点＝価格点の配分×（1－入札価格÷予定価格）

2 技術等の評価方法

入札に係る技術等の評価は、本委託事業を審査するための審査委員会を設置し、別冊の仕様書、別紙1の評価項目及び得点配分基準並びに別紙2の加点付与基準（以下「評価基準」という。）に基づき以下のとおり評価を行う。

なお、仕様書及び評価基準に記載されていない技術等は評価の対象としない。

また、仕様書及び評価基準に記載されている技術等であっても、入札に係る技術等が文化庁としての必要度・重要度に照らして、必要な範囲を超え、評価する意味のないものは評価の対象としないことがある。

（1）評価基準に記載する必須の評価項目に係る技術等については、仕様書に記載する必須の要求要件を満たしているか否かを判定し、これを満たしているものには評価基準に基づき基礎点を与え、更に、これを超える部分については、評価に応じ評価基準に示す加点の点数の範囲内で得点を与える。

（2）仕様書に記載する技術等の要求要件（以下「技術的要件」という。）を満たしているか否かの判定及び評価基準に基づき付与する得点の判定は、技術審査委員会において、提出された総合評価に関する書類その他入札説明書で求める提出資料の内容を審査して行う。

3 得点配分

区 分	価格点	技術点	合計
配 点	50	100	150

4 総合評価の方法

（1）入札価格及び技術等の総合評価は、次の各要件に該当する入札者のうち、1の入札価格の評価方法により得られた入札価格の得点に2の技術等の評価方法により得られた当該入札者の申込みに係る技術等の各評価項目の得点の合計を加えて得た数値をもって行い、当該数値の最も高い者を落札者とする。

① 予定価格の制限の範囲内の入札価格を提示した競争加入者であること。

② 入札に係る技術等が仕様書で規定する技術的要件のうち必須とした要求要件を全て満たしている技術等を提案した入札者であること。

（2）上記数値の最も高い者が2人以上であるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かないものがあるときは、入札執行事務に関係のない職員に、これに代わってくじを引かせ落札者を決定する。

令和 8 年度「国語に関するウェブサイトの充実事業」に係る
評価項目及び得点配分基準

* : 必須の項目 ● : 価格と同等に評価できない項目

分類	評価項目及び評価基準	基礎点	加点
	1 事業の内容及び実施方法〔50点〕	25	25
●	1-1 事業の目的及び趣旨との整合性	10	10
	* 1-1-1 仕様書記載の内容について全て提案されていること。〔仕様書に示した内容以外の独自の提案がされていればその内容や実現可能性に応じて加点する。〕	5	10
	* 1-1-2 事業の目的及び趣旨との整合性が取れていること。	3	
	* 1-1-3 予定している成果等が明確に示されており、それらが有効かつ妥当なものであること。	2	
●	1-2 事業内容の妥当性、独創性	10	10
	* 1-2-1 国の事業として妥当な内容であること。〔内容に創意工夫があればその内容に応じて加点する〕	5	5
	* 1-2-2 内容が国民一般にとって分かりやすいものとなっていること。〔伝わりやすさを高めるための工夫があればその内容に応じて加点する。〕	5	5
●	1-3 実施方法の妥当性・独創性	5	5
	* 1-3-1 作業の日程・手順等に無理がなく目的に沿った実現性があること。〔作業の日程・手順等の効率性や実現可能性を高める工夫があればその内容に応じて加点する。〕	5	5
	2 組織の経験・能力〔20点〕	12	12
	2-1 組織の業務の経験	—	4
	2-1-1 組織として過去に類似の動画作成業務を実施した実績があればその内容に応じて加点する。	—	4
	2-2 組織の事業実施能力	12	4
	* 2-2-1 事業を遂行するための人員が確保されており、その体制に効率性・妥当性が認められること。	6	
	2-2-2 国からの要望等に迅速・柔軟に対応できる体制が確保されていればその内容に応じて加点する。	—	4
	* 2-2-3 事業を実施する上で適切な財務基盤、経理能力を有していること。	6	
	2-3 業務に当たってのバックアップ体制		4
	2-3-1 円滑な事業遂行のための人員補助体制が組まれていれば加点する。		4
	3 業務従事予定者の経験・能力〔20点〕	8	10
	3-1 業務従事予定者の類似業務の経験	—	5
	3-1-1 業務従事予定者が過去に類似の動画作成をした実績があればその内容に応じて加点する。	—	5
	3-2 業務従事予定者の業務内容に関する専門的知見・適格性	8	5
	* 3-2-1 業務内容に関する専門的知見・能力等を有すること。〔特に優れた専門的知見・能力を有していればその内容に応じて加点する。〕	8	5
	4 ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標〔5点〕	—	5

4-1	ワーク・ライフ・バランス等の取組 4-1-1 以下のいずれかの認定等があること。〔ワーク・ライフ・バランス等の取組に関する認定内容等により加点する。〕 ○ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業）を受けていること。又は、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定済（常時雇用する労働者の数が100人以下のものに限る） ○ 次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）を受けていること。又は、次世代法に基づく一般事業主行動計画（令和7年4月1日以後の基準）策定済（常時雇用する労働者の数が100人以下のものに限る） ○ 青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定を受けていること。 ※ 内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて加点する。		5
5	賃上げを実施する企業に関する指標〔3点〕	—	3
5-1	賃上げの表明 以下のいずれかを表明していること。（いずれかを応募者が選択するものとする） 5-1-1 入札者である中小企業等が、契約締結予定日が属する会計年度に開始する事業年度において、対前年度比で「給与総額」を2.5%以上増加させる旨を従業員に表明していること。 5-1-2 入札者である中小企業等が契約締結予定日が属する暦年において、対前年比で「給与総額」を2.5%以上増加させる旨を従業員に表明していること。 ※ 「「総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置について」（令和3年12月17日付財計第4803号）第5による賃上げ基準に達していない者の通知について」に基づく減点措置期間中の者に対しては4点減点する。		3
	合 計〔100点〕	45	55

令和 8 年度「国語に関するウェブサイトの充実事業」に係る

加点付与基準

加点評価項目	評 価 区 分		
	大変 優れている	優れている	やや 優れている
1 業務の内容及び実施方針			
① 事業の目的及び趣旨との整合性			
i) 仕様書に示した内容以外の独自の提案がされていればその内容や実現可能性に応じて加点する。	10	6	2
② 事業内容の妥当性、独創性			
i) 内容に創意工夫があればその内容に応じて加点する。	5	3	1
ii) 伝わりやすさを高めるための工夫があればその内容に応じて加点する。	5	3	1
③ 実施方法の妥当性、効率性			
i) 作業の日程・手順等お効率性や実現可能性を高める工夫があればその内容に応じて加点する。	5	3	1
2 組織の経験・能力			
① 組織の業務の経験			
i) 組織として過去に類似の動画作成業務を実施した実績があればその内容に応じて加点する。	4	2	1
② 組織の事業実施能力			
ii) 国からの要望等に迅速・柔軟に対応できる体制が確保されていればその内容に応じて加点する。	4	2	1
③ 業務に当たってのバックアップ体制			
iii) 円滑な事業遂行のための人員補助体制が組まれていれば加点する。	4	2	1
3 業務従事予定者の経験・能力			
① 業務従事予定者の類似調査業務の経験			
i) 業務従事予定者が過去に類似の動画作成をした実績があればその内容に応じて加点する。	5	3	1
② 業務従事予定者の調査内容に関する専門的知見・適格性			
i) 特に優れた専門的知見・能力を有していればその内容に応じて加点する。	5	3	1
4 ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標	複数の認定等に該当する場合は、最も配点が高い区分により加点を行うものとする。		
① ワーク・ライフ・バランス等の取組について			
○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推法）に基づく認定 （えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業）等			
・認定段階 1（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと）		2	
・認定段階 2（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと）		3	
・認定段階 3		4	
・プラチナえるぼし認定企業		5	
・行動計画策定（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が 100 人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）		1	
○次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定 （くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）等			
・くるみん認定①（平成 29 年 3 月 31 日までの基準）（次世代		2	

法施行規則等の一部を改正する省令（平成２９年厚生労働省令第３１号。以下「平成２９年改正省令」という。）による改正前の次世代法施行規則第４条又は平成２９年改正省令附則第２条第３項に掲げる基準による認定）	
・トライくるみん認定①（令和４年４月１日～令和７年３月３１日までの基準）（次世代法施行規則の一部を改正する省令（令和６年厚生労働省令第１４６号。以下「令和６年改正省令」という。）による改正前の次世代法施行規則第４条第１項第３号及び第４号又は令和６年改正省令附則第２条第２項の規定によりなお従前の例によることとされた令和６年改正省令による改正前の次世代法施行規則第４条第１項第３号及び第４号に掲げる基準による認定）	2
・くるみん認定②（平成２９年４月１日～令和４年３月３１日までの基準）（次世代法施行規則の一部を改正する省令（令和３年厚生労働省令第１８５号。以下「令和３年改正省令」という。）による改正前の次世代法施行規則第４条又は令和３年改正省令附則第２条第２項の規定によりなお従前の例によることとされた令和３年改正省令による改正前の次世代法施行規則第４条に掲げる基準による認定（ただし、くるみん①の認定を除く。））	3
・トライくるみん認定②（令和７年４月１日 日以降の基準）（令和６年改正省令による改正後の次世代法施行規則（以下「新施行規則」という。）第４条第１項第３号及び第４号に掲げる基準による認定）	3
・くるみん認定③（令和４年４月１日～令和７年３月３１日まで基準）（令和６年改正省令による改正前の次世代法施行規則第４条第１項第１号及び第２号又は令和６年改正省令附則第２条第２項の規定によりなお従前の例によることとされた令和６年改正省令による改正前の次世代法施行規則第４条第１項第１号及び第２号に掲げる基準による認定（ただし、くるみん①及びくるみん②認定を除く。））	3
・くるみん認定④（令和７年４月１日以降の基準）（令和６年改正省令による新施行規則第４条第１項第１号及び第２号に掲げる基準による認定）	4
・プラチナくるみん認定	5
・行動計画（令和７年４月１日以降の基準）策定済（次世代法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が１００人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）	1
○青少年の雇用の促進等に関する法律（若年雇用促進法）に基づく認定	
・ユースエール認定	4
※内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法については、相当する各認定等に準じて加点する。	
５ 賃上げを実施する企業に関する指標	5-①-i と 5-①-ii のいずれかを加点するものとする。
i) 入札者である中小企業等が、契約締結予定日が属する会計年度に開始する事業年度において、対前年度比で「給与総額」を2.5%以上増加させる旨を従業員に表明していること。	3
ii) 入札者である中小企業等が契約締結予定日が属する暦年において、対前年比で「給与総額」を2.5%以上増加させる旨を従業員に表明していること。	3
※「総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置について」（令和３年１２月１７日付財計第４８０３号）	

第5による賃上げ基準に達していない者の通知について」に基づく減点措置期間中の者に対しては6点減点する。